

証券コード7049  
2020年5月11日

株 主 各 位

東京都品川区大崎二丁目9番3号 大崎ウエストシティビル1階

**株式会社 識 学**  
代表取締役社長 安 藤 広 大

## 第5期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第5期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年5月26日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年5月27日（水曜日） 午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区芝浦三丁目1番21号 msb Tamachi  
田町ステーションタワーS4階 会議室  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 1. 第5期（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第5期（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 取締役5名選任の件  
第2号議案 当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。  
本株主総会招集ご通知に添付しております株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://corp.shikigaku.jp/>）に掲載させていただきます。  
お土産の配布はございません。何卒ご了承ください。

## 第5期 事業報告

(自 2019年3月1日)  
(至 2020年2月29日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、少子高齢化による労働力や生産年齢人口の減少といった構造的な要因による人手不足の状況（2020年1月の完全失業率(季節調整値)は2.4%(総務省調べ)、有効求人倍率(季節調整値)は1.63倍(厚生労働省調べ))であります。2019年4月の「働き方改革関連法」施行とCOVID-19(新型コロナウイルス感染症)の感染拡大による企業のリモートワーク実施による多様な働き方が進む中で、多くの企業が「従業員を結果で管理する」、「ルールに基づく組織運営により働く場所に関係なく結果を出す」といった組織の生産性向上を図る事に対する市場ニーズがこれまで以上に高まっており、当社サービスの需要は継続的に高まっております。

このような経営環境の中、「識学を広める事で人々の持つ可能性を最大化する」という企業理念のもと、より多くの企業に「識学」を広めていくために積極的な講師人材の採用及び育成、講師の品質管理の徹底によるサービス品質の維持・向上の活動を行ってまいりました。また、働き方改革を契機とする組織の生産性向上に関する需要を取りこぼす事のないように積極的なマーケティング活動を行う事により、新規顧客の獲得に向けた各種活動を行ってまいりました。

なお、当連結会計年度における各サービス別の状況及び新規の取組みは次のとおりであります。

##### ① マネジメントコンサルティングサービス

WEB媒体を中心としたマーケティング活動に加え、俳優の要潤さんを起用した新CM動画を制作し、組織において上司が行いがちな言動をより身近に捉えることができるようなコンテンツを展開する事で新規顧客獲得の速度を上げていくための活動を行ってまいりました。

また、積極的な採用による講師数の増加と既存顧客からの追加受注及び既存顧客からの紹介による新規顧客の獲得により受注が順調に推移いたしました。

さらに、M&Aを企業の経営者が自ら主導して実行できる体制の構築を支援する経営者のためのM&Aトレーニングを2019年6月に開始するなど、新規事業の取組みを積極的に行ってまいりました。

その結果、当連結会計年度末時点の累計契約社数は1,519社(前事業年度末は979社)となり、当連結会計年度のマネジメントコンサルティングサービス売上高は1,562,992千円となりました。

### ②プラットフォームサービス

「識学」の浸透・定着を図るためのツールである識学クラウドの拡販に注力してまいりました。2019年7月にエンジニアを中心とする株式会社シキラボを設立し、サービス内容の拡充・機能拡大によるプラットフォームサービス売上の更なる成長を実現させるための取組みを行ってまいりました。

その結果、当連結会計年度末時点での識学クラウド契約社数は244社(前事業年度末は159社)、識学会員の会員数は270社(前事業年度末は57社)となりました。当連結会計年度のプラットフォームサービス売上高は157,455千円となりました。

### ③新規事業への取組み

当社グループは、2019年10月に識学1号投資事業有限責任組合を組成し、投資先企業に対する資金面でのサポートに加え、「識学理論の実践」による事業拡大の実現をサポートする取組みを開始しました。さらに、識学実践企業への就労希望者と「識学」の理論に即した組織運営を実践されている識学実践企業とのマッチングを行う「識学キャリア」を開始しました。当社グループの中長期の成長を実現するために「識学」というコンテンツと顧客基盤を活用した新サービスを展開し、成長を実現するための取組みを継続して行ってまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は1,720,447千円、営業利益は283,221千円、経常利益は282,133千円、親会社株主に帰属する当期純利益は178,925千円となりました。

なお、当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較分析は行っておりません。

## (2) 資金調達の状況

当連結会計年度中における資金調達は、主に、TIGALA株式会社からの事業譲受のための充当資金として、長期借入金300,000千円の資金調達を金融機関より実施いたしました。

業容拡大に対して機動的な資金調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。なお、当期末における借入極度額と未実行残高は次のとおりであります。

|         |           |
|---------|-----------|
| 当座貸越極度額 | 100,000千円 |
| 借入未実行残高 | 50,000千円  |

### (3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資（有形固定資産及び無形固定資産）は、総額で95,206千円であり、その主なものは、本社移転による設備工事、什器備品等であり  
ます。

### (4) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                                 | 第2期<br>(2017年2月期) | 第3期<br>(2018年2月期) | 第4期<br>(2019年2月期) | 第5期<br>(2020年2月期)<br>(当連結会計年度) |
|-------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                          | 317,871           | 755,023           | 1,251,679         | 1,720,447                      |
| 経常利益又は経常損失 (△) (千円)                 | △7,548            | 69,320            | 233,902           | 282,133                        |
| 親会社株主に帰属する当期純利益<br>又は当期純損失 (△) (千円) | △6,682            | 42,255            | 162,700           | 178,925                        |
| 1株当たり当期純利益<br>又は当期純損失 (△) (円)       | △1.11             | 6.49              | 24.68             | 23.99                          |
| 総 資 産 (千円)                          | 172,623           | 370,603           | 1,009,227         | 1,602,229                      |
| 純 資 産 (千円)                          | 45,697            | 76,953            | 693,193           | 988,356                        |
| 1株当たり純資産 (円)                        | 6.92              | 11.90             | 94.70             | 127.69                         |

- (注) 1. 記載金額（1株当たり当期純利益又は当期純損失（△）及び1株当たり純資産は除く）は、千円未満を切り捨てて記載しております。
2. 当社グループは当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第4期以前については、当社単体の数値を記載しております。
3. 第2期、第3期及び第4期の親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失（△）については、当社単体の当期純利益又は当期純損失（△）を記載しております。
4. 当社は、2016年9月16日付をもって普通株式1株につき100株、2018年11月3日付をもって普通株式1株につき2,000株、2019年6月1日付をもって普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益又は当期純損失（△）を算定しております。

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

| 会社名            | 資本金       | 出資比率   | 事業内容                             |
|----------------|-----------|--------|----------------------------------|
| 株式会社シキラボ       | 25,000千円  | 100.0% | SaaS に関する開発業務の受託<br>識学クラウドの開発・保守 |
| 識学1号投資事業有限責任組合 | 281,000千円 | 17.8%  | ベンチャーキャピタル業務                     |

- (注) 1. 2019年7月1日に、株式会社シキラボを設立し、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
2. 2019年10月1日に、識学1号投資事業有限責任組合を設立し、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
3. 識学1号投資事業有限責任組合の「資本金」欄は、出資約束金額の総額を記載しております。

## (6) 対処すべき課題

- ① 識学について正しく・広く認知される仕組みの構築

## (i) 知名度向上のための広告施策展開

識学に対する知名度を上げていくためには、経営者に識学の存在そのものをダイレクトに届けることと、そのメッセージ性が重要であります。そのため、当社は経営者が空き時間で活用するSNSを媒介に、経営者が陥りがちな誤った組織運営について、その弊害の解説を行う広告展開を行っております。今後は、これまでの取組みに加え、地方エリア、オフライン戦略の充実強化を目的に動画活用等新たな広告施策を行い、顧客からの問い合わせ件数、効率、アポ率及び成約率の適正化を図ってまいります。

## (ii) 講師人材の確保

外部の方に識学を正しく理解いただくためには、理論を正確に理解し、顧客に解説できる講師が必須であるため、優秀な人材の獲得が重要であります。当社は、現在組織運営そのものを識学に基づいて行い、役割と権限の明確化により権限内であらゆることに挑戦できる環境と、成果が報酬に反映される明確な評価制度を構築し、優秀な人材が更なる成長感を求めて入社する環境を整えております。今後は本制度の改善と運用の徹底により、人材の内発的動機が自然発生する状態にしつつ、人材紹介会社等を通じた採用活動により、人員計画の達成を図ってまいります。

### (iii) 講師育成の仕組み化

当社では、入社から講師認定の獲得までの期間は講師育成の期間とし、マニュアル・FAQ・動画確認・OJT・ロールプレイング等の手段を用いて、その学びの時間に集中させる仕組みを構築しております。現在は平均3ヶ月ほどの期間で入社後講師認定されておりますが、今後はそのノウハウをさらに高めることで育成リードタイムの短縮に取り組んでまいります。

### (iv) 社会性獲得を目的とした識学の活用

識学は人の意識構造を研究した独自の理論であるため、学生や社会人のスポーツチーム、学校の教育コミュニティ、さらには家庭まで、さまざまな集団で発生する課題に対して解決策を提供することが可能であると考えております。これらの集団で識学を実践し、実績を積み上げることが、当社の更なる社会性獲得の手段としても有効であると考えているため、これらの集団に対する識学の提供についても取り組んでまいります。

## ② 販売経路や機会の多様化・拡大

当社は、当社の潜在的な見込顧客とネットワークを有する法人と提携し、顧客紹介の代理店を増やしております。また、当社ではパートナー制度を導入しております。当該制度では、パートナー契約の締結を基本とし、当該パートナー企業の役職員が識学の講師となり、最終的にはパートナー企業単独で識学サービスを提供します。さらには、M&Aや事業承継等に代表される組織文化や風土が変革される前後においても、識学の活用は有効であるため、当該分野にネットワークを有する法人との連携も視野に入れた需要の取込施策も検討してまいります。これらの施策は、当社単独では効率的な開拓ができないエリアや業界に識学を普及させる手段として有効であると考えており、これにより経路別契約数の多様化を図ってまいります。

## ③ 提供するサービス品質の維持・向上

識学講師の品質が、顧客組織への浸透にとってキーとなります。そのため、一度認定された講師であっても月に1度の品質確認テストを受験し、一定基準を下回った場合には、再学習するという仕組みを構築しております。また、当該品質確認テストは、コンサルティング現場で発生した実際のFAQや隣接部門が習得した新たなノウハウで横展開できそうなものから出題されるため、講師品質の向上にも寄与する取組となっております。また今後は、サービス品質のみならず、識学社員としての品質向上を目的に、マナーや行動規範についてもチェックします。

#### ④ 新規事業による収益基盤の拡大

当社グループは、急激な事業環境の変化に対応し、収益の拡大を図るために、事業規模の拡大と新たな収益源の確保が必須であると考えております。このために、「識学」の社会性獲得のための有益であることを前提として、「識学」の理論との組み合わせによる差別化した新たなサービスや顧客基盤を活かした新規事業に積極的に取り組むことで、更なる収益基盤の拡大を行ってまいります。

#### ⑤ 経営管理体制の強化

当社は、現状、小規模な組織であり、業務執行体制もこれに応じたものになっております。今後、持続的な成長を図っていくためには、事業の成長や業容の拡大に伴い、経営管理体制の更なる充実・強化が課題であると認識しており、株主様、ステークホルダーの皆様にご信頼される企業となるために、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。そのため、優秀な人材の採用・育成により業務執行体制の充実を図り、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するような仕組みを強化・維持していくとともに、業務の適正性及び財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な運用、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底してまいります。

- (7) 主要な事業内容（2020年2月29日現在）  
 識学を用いたマネジメントコンサルティングサービス  
 識学を用いた組織運営を補助するプラットフォームサービス

(8) 主要な事業所（2020年2月29日現在）

| 名称    | 所在地    |
|-------|--------|
| 本社    | 東京都品川区 |
| 大阪支店  | 大阪府中央区 |
| 福岡支店  | 福岡府博多区 |
| 名古屋支店 | 名古屋府西区 |

(9) 従業員の状況（2020年2月29日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数     | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|-------------|
| 69名（10名） | －           |

- (注) 1. 従業員数は就業人員数を記載しており、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、アルバイト含む）は、年間の平均人数を計算し（ ）内に外数で記載しております。  
 2. 当社グループは当連結会計年度より企業集団の状況を記載しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数     | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|-------|--------|
| 68名（10名） | 25名増      | 37.6歳 | 1年6ヶ月  |

- (注) 1. 従業員数は就業人員数を記載しており、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、アルバイト含む）は、年間の平均人数を計算し（ ）内に外数で記載しております。  
 2. 従業員数増加の主な理由は、組織コンサルティング事業の業容の拡大に伴い、期中採用が増加したことによるものであります。

(10) 主要な借入先（2020年2月29日現在）

| 借入先          | 借入額       |
|--------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行   | 255,000千円 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 50,000千円  |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 6,650千円   |

## 2. 会社の株式に関する事項（2020年2月29日現在）

- (1) 発行可能株式総数 26,400,000株  
 (2) 発行済株式の総数 7,474,500株（自己株式108株を含む）  
 (3) 株主数 3,029名  
 (4) 大株主

| 株 主 名                                                | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|------------------------------------------------------|------------|---------|
| 安 藤 広 大                                              | 2,435,000株 | 32.58%  |
| 福 富 謙 二                                              | 1,339,000株 | 17.91%  |
| 株式会社A R S                                            | 1,140,000株 | 15.25%  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                            | 272,400株   | 3.64%   |
| K & Pパートナーズ2号投資事業有限責任組合                              | 270,000株   | 3.61%   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                              | 131,400株   | 1.76%   |
| S M B C日興証券株式会社                                      | 90,200株    | 1.21%   |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD A<br>C I S G (F E - A C) | 67,200株    | 0.90%   |
| T e a m E n e r g y株式会社                              | 66,000株    | 0.88%   |
| 株式会社五十畑                                              | 66,000株    | 0.88%   |

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

2019年4月12日開催の取締役会決議により、2019年6月1日付で株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は17,600,000株増加し、26,400,000株となっております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の名称           | 第1回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 発行決議日              | 2017年2月20日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 新株予約権の数            | 32個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 保有者数               | 取締役2名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数 | 普通株式192,000株                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 新株予約権の払込金額         | 無償                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 新株予約権の行使価額         | 1株につき84円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 権利行使期間             | 2019年3月1日から<br>2027年2月20日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 行使の条件              | <p>① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社又は当社関連会社の取締役又は監査役の任期満了による退社、当社又は当社関連会社の従業員の定年による退職、その他当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6か月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。</p> <p>④ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。</p> |

(注) 2018年11月3日付で普通株式1株につき2,000株の割合で、2019年6月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。「新株予約権の目的である株式の種類と数」、「新株予約権の行使価額」は株式分割後の数値を記載しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（2020年2月29日現在）

| 地 位     | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                           |
|---------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 安 藤 広 大 | 株式会社ARS 代表取締役<br>合同会社KDI 代表社員                                                                                                                          |
| 取締役副社長  | 梶 山 啓 介 | 営業本部長                                                                                                                                                  |
| 取締役     | 池 浦 良 祐 | 経営推進部長<br>株式会社シキラボ 取締役 経営管理部長                                                                                                                          |
| 取締役     | 細 窪 政   | グレートアジアキャピタル&コンサルティング合同会社 代表社員<br>株式会社サイサン 社外取締役<br>株式会社Kips 取締役<br>株式会社エム・ティー・スリー 社外監査役<br>株式会社ワコム 社外取締役（監査等委員）                                       |
| 取締役     | 池 田 良 介 | 株式会社ウィルグループ 代表取締役会長<br>WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd. Director<br>株式会社ウィルオブ・ワーク 取締役<br>株式会社池田企画事務所 代表取締役<br>株式会社ウィルオブ・ファクトリー 取締役<br>株式会社グラフィコ 社外取締役 |
| 常勤監査役   | 芝 田 誠   |                                                                                                                                                        |
| 監査役     | 小 泉 勝 巳 | 小泉公認会計士事務所 代表<br>合同会社PLERIZE 代表社員                                                                                                                      |
| 監査役     | 高 木 楓 子 | 西村あさひ法律事務所 弁護士                                                                                                                                         |

- (注) 1. 取締役細窪政氏、池田良介氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役の芝田誠氏、小泉勝巳氏及び高木楓子氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役の小泉勝巳氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役の高木楓子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は取締役細窪政氏及び池田良介氏、監査役芝田誠氏、小泉勝巳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 当事業年度中に辞任した監査役

| 退任時の会社における地位 | 氏名    | 辞任日        | 辞任時の重要な兼職の状況                                                                        |
|--------------|-------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役          | 富岡 大悟 | 2019年8月30日 | IdeaLink株式会社 取締役<br>株式会社フォーサイト社外監査役<br>合同会社Penlight 代表社員<br>TOMIOKA C.P.A OFFICE 代表 |

## (3) 責任限定契約の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分              | 支給人員       | 支給額                      |
|------------------|------------|--------------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(2名) | 79,188千円<br>( 4,188千円 )  |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>(4名) | 11,916千円<br>( 11,916千円 ) |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 9名<br>(6名) | 91,104千円<br>( 16,104千円 ) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、2018年11月2日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。  
 3. 監査役の報酬限度額は、2018年11月2日開催の臨時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。  
 4. 上記には、当期中に辞任した監査役1名を含んでおります。

#### (5) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・社外取締役細窪政氏は、グレートアジアキャピタル&コンサルティング合同会社の代表社員、株式会社エム・ティー・スリーの社外監査役、株式会社サイサンの社外取締役及び株式会社Kipsの取締役並びに株式会社ワコム of 社外取締役を兼任しておりますが、当社との取引関係はありません。
- ・社外取締役池田良介氏は、株式会社ウィルオブ・ワークの取締役を兼任しております。当該兼務先と当社は営業取引を行っております。なお、株式会社ウィルグループの代表取締役会長、株式会社池田企画事務所の代表取締役、株式会社ウィルオブ・ファクトリーの取締役、WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd. のDirector及び株式会社グラフィコの社外取締役を兼務しておりますが、当社との取引関係はありません。
- ・社外監査役小泉勝巳氏は、小泉公認会計士事務所の代表及び合同会社PLERIZEの代表社員を兼任しておりますが、当社との取引関係はありません。
- ・社外監査役高木楓子氏は、西村あさひ法律事務所弁護士を兼任しております。当社と西村あさひ法律事務所との間には取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                                       |
|-----|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 細 窪 政   | 当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、ベンチャーキャピタリストとしての豊富な経験及び見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。                                                 |
| 取締役 | 池 田 良 介 | 就任後開催された取締役会7回のうち6回に出席し、多くの会社役員の経験及び幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。                                                                              |
| 監査役 | 芝 田 誠   | 当事業年度に開催された取締役会16回のすべて、監査役会15回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、当社以外での取締役、監査役としての豊富な経験及び見識に基づき、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。 |
| 監査役 | 小 泉 勝 巳 | 当事業年度に開催された取締役会16回のすべて、監査役会15回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、公認会計士としての専門的見地から取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。                |
| 監査役 | 高 木 楓 子 | 当事業年度に開催された取締役会16回のすべて、監査役会15回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての専門的見地に基づき、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。               |
| 監査役 | 富 岡 大 悟 | 2019年8月30日に辞任するまでに開催された取締役会10回のすべて、監査役会9回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、公認会計士としての専門的見地から取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。     |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                    | 報酬等の額    |
|------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額             | 27,800千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 27,800千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・ 全ての取締役及び使用人が、法令及び定款の遵守、企業理念の遵守、社会倫理の遵守及び社会的責任を達成するため、「コンプライアンス規程」その他関連社内規程を整備のうえ、その周知徹底を図る。
  - ・ 市民社会への秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」に基づき、一切の関係を持たないこととし、不当な要求に対しては毅然とした対応を行う。
  - ・ 取締役会は、法令等に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、「取締役会規程」に基づき業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
  - ・ 監査役は、内部監査担当者、会計監査人と連携しつつ、法令等が定める権限を行使し、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づき取締役の職務の執行を監査する。また、必要に応じて取締役会で意見を述べる。
  - ・ 内部監査担当者は、監査役、会計監査人と連携しつつ、「内部監査規程」に基づきコンプライアンスの状況等について内部監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告する。
  - ・ 企業倫理相談及び内部通報のための窓口を設置し、法令、定款、社内規程等に対する違反事実やその恐れがある行為等を早期に発見し是正するための仕組みとして、「内部通報者制度規程」を備え、これを周知し、運営する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に基づき適切・確実に、定められた期間、保存、管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
  - ・ 「情報システム管理規程」及び「個人情報保護規程」を定め情報資産の保護、管理を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・ 取締役会は、リスク管理体制を構築する責任と権限を有し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
  - ・ 「リスク管理規程」を定め、発生し得るリスクの発生防止に係る管理体制の整備、発生したリスクへの対応策等を行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会は「定款」及び「取締役会規程」に基づき、毎月定時開催し、又は必要に応じて随時開催する。
  - ・取締役会で決議すべき事項及び承認すべき事項は「取締役会規程」に定め、効率的な運営を図る。
  - ・取締役は緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速な業務を執行する。
  - ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」を制定する。
- ⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
当社の事前承認を必要とする事項や当社への報告を必要とする事項を「関係会社管理規程」に定め、子会社から当社へ適時適切に報告等が行われる体制を整備する。
  - ・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
子会社の経済的損失をもたらす可能性、事業の継続を中断若しくは停止させる可能性、又は子会社の信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性のあるリスクの排除又は軽減に努めるよう指導する。また、不測の事態が発生した場合、子会社での迅速な対応を支援するため、子会社から当社への報告体制を構築する。
  - ・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
子会社の経営計画の進捗状況について、定期的に報告を求め、当社から経営計画の達成のための指導を行う
  - ・子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令又は定款に適合することを確保するための体制  
当社グループの共有行動基準として『識学』を子会社に周知する。また、子会社で生じた内部通報について、その内容及び状況が適切に報告される体制を構築する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、適宜、専任又は兼任による使用人を置くこととする。
- ⑦ 前条の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、監査役の指揮・命令に服し、人事異動、処遇については、監査役と取締役が協議する。

- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
- ・ 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令又は定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令・定款及び社内規程に基づき監査役に報告する。
  - ・ 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席すると共に、業務執行に係る重要な文書を開覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
- ⑩ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 監査役への報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。
- ⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑫ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役が適正な監査の実現を図ることを可能とするため、代表取締役は監査役との定期的な意見交換の場を設けると共に、内部監査担当者は監査役と情報を共有し、連携を保つよう努める。
  - ・ 監査役は、会計監査人と、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施することとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当事業年度において取締役会は16回開催され、取締役及び監査役の出席のもとで、報告及び議案の決議が行われております。当社の取締役会は取締役3名、社外取締役2名の5名で構成されており、社外取締役に対して事前に資料を共有し、取締役会にて十分な審議時間を確保し活発な議論が行われております。
- ② リスク管理体制  
内部監査担当において、内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告いたしました。
- ③ コンプライアンス管理体制  
コンプライアンス規程を定め、取締役及び使用人への周知を図っております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について社内報告体制として、内部通報制度を導入しております。また、コンプライアンス委員会を実施し、コンプライアンス違反の有無をモニタリングすることにより、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うことに努めております。
- ④ 監査役の監査体制  
監査役会を15回開催したほか、監査役は監査役会において定められた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役社長との定期的な会合をもつことで、監査機能の強化及び向上を図っております。また、会計監査人や内部監査担当と連携した監査を通じて業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を監視する体制を整備しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2020年2月29日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                  | 負 債 の 部                |                  |
|------------------------|------------------|------------------------|------------------|
| 科 目                    | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>1,152,118</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>416,423</b>   |
| 現金及び預金                 | 1,005,655        | 短期借入金                  | 50,000           |
| 売掛金                    | 87,687           | 1年内返済予定の長期借入金          | 64,200           |
| 貯蔵品                    | 614              | 未払法人税等                 | 55,103           |
| その他                    | 65,390           | 前受金                    | 84,642           |
| 貸倒引当金                  | △7,230           | その他                    | 162,477          |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>450,111</b>   | <b>固 定 負 債</b>         | <b>197,450</b>   |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>64,230</b>    | 長期借入金                  | 197,450          |
| 建物                     | 57,786           |                        |                  |
| 工具、器具及び備品              | 6,444            | <b>負 債 合 計</b>         | <b>613,873</b>   |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>202,241</b>   | 純 資 産 の 部              |                  |
| のれん                    | 174,212          | <b>株 主 資 本</b>         | <b>954,391</b>   |
| その他                    | 28,029           | 資本金                    | 265,458          |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>183,639</b>   | 資本剰余金                  | 310,058          |
| 投資有価証券                 | 7,908            | 利益剰余金                  | 379,079          |
| 繰延税金資産                 | 95,848           | 自己株式                   | △203             |
| その他                    | 80,082           | 非支配株主持分                | 33,965           |
| 貸倒引当金                  | △200             | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>988,356</b>   |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>1,602,229</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>1,602,229</b> |

# 連結損益計算書

(自 2019年3月1日)  
(至 2020年2月29日)

(単位：千円)

| 科 目                 | 金 額    |           |
|---------------------|--------|-----------|
| 売 上 高               |        | 1,720,447 |
| 売 上 原 価             |        | 234,195   |
| 売 上 総 利 益           |        | 1,486,252 |
| 販売費及び一般管理費          |        | 1,203,030 |
| 営 業 利 益             |        | 283,221   |
| 営 業 外 収 益           |        |           |
| 受 取 利 息             | 9      |           |
| 受 取 配 当 金           | 0      |           |
| 助 成 金 収 入           | 1,759  |           |
| そ の 他               | 218    | 1,987     |
| 営 業 外 費 用           |        |           |
| 支 払 利 息             | 1,436  |           |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 損   | 1,000  |           |
| 株 式 交 付 費           | 397    |           |
| 創 立 費               | 240    | 3,075     |
| 経 常 利 益             |        | 282,133   |
| 税金等調整前当期純利益         |        | 282,133   |
| 法人税、住民税及び事業税        | 93,973 |           |
| 法人税等調整額             | 11,569 | 105,542   |
| 当 期 純 利 益           |        | 176,591   |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 (△) |        | △2,334    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |        | 178,925   |

## 連結株主資本等変動計算書

( 自 2019年 3 月 1 日 )  
( 至 2020年 2 月 29 日 )

(単位：千円)

|                          | 株主資本    |         |         |      |         | 非支配<br>株主持分 | 純資産合計   |
|--------------------------|---------|---------|---------|------|---------|-------------|---------|
|                          | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金   | 自己株式 | 株主資本合計  |             |         |
| 当 期 首 残 高                | 224,220 | 268,820 | 200,153 | -    | 693,193 | -           | 693,193 |
| 当 期 変 動 額                |         |         |         |      |         |             |         |
| 新 株 の 発 行                | 40,986  | 40,986  |         |      | 81,972  |             | 81,972  |
| 新株の発行(新株予約権の行使)          | 252     | 252     |         |      | 504     |             | 504     |
| 親会社株主に<br>帰属する当期純利益      |         |         | 178,925 |      | 178,925 |             | 178,925 |
| 自己株式の取得                  |         |         |         | △203 | △203    |             | △203    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |         |         |         |      |         | 33,965      | 33,965  |
| 当期変動額合計                  | 41,238  | 41,238  | 178,925 | △203 | 261,198 | 33,965      | 295,163 |
| 当 期 末 残 高                | 265,458 | 310,058 | 379,079 | △203 | 954,391 | 33,965      | 988,356 |

# 連結注記表

## 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### (1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 株式会社シキラボ  
識学1号投資事業有限責任組合

連結範囲の変更 当連結会計年度において株式会社シキラボ及び識学1号投資事業有限責任組合は新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社シキラボの決算日は、連結決算日と一致しております。

識学1号投資事業有限責任組合の決算日は9月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、12月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### (4) 会計方針に関する事項

#### ①重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ.有価証券

##### その他有価証券

##### 投資事業有限責任組合等への出資

入手可能な直近の決算書に基づき、組合の損益のうち当社の持分相当額を加減する方法によっております。

##### ロ.たな卸資産

##### 貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物        | 8～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 4～10年 |

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④繰延資産の処理方法

イ．株式交付費

支出時に全額費用処理しております

ロ．創立費

支出時に全額費用処理しております

⑤のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間で均等償却することとしております。

⑥その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 2. 追加情報

### (「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 4,546千円

(2) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の機動的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

|           |            |
|-----------|------------|
| 当座貸越契約の総額 | 100,000 千円 |
| 借入実行残高    | 50,000 千円  |
| 差引額       | 50,000 千円  |

## 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 7,474,500株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間が到来しているもの)の目的となる株式の数  
普通株式 192,000株

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組み方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。資金運用については、短期的かつ安全性の高い金融資産を中心として運用する方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、非上場の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

短期借入金、長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、金融機関からの借入により調達しております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### (i) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### (ii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年2月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注2)を参照ください。

(単位：千円)

|                                    | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価        | 差額     |
|------------------------------------|----------------|-----------|--------|
| (1) 現金及び預金                         | 1,005,655      | 1,005,655 | －      |
| (2) 売掛金                            | 87,687         |           |        |
| 貸倒引当金(※)                           | △7,230         |           |        |
|                                    | 80,457         | 80,457    | －      |
| 資産計                                | 1,086,113      | 1,086,113 | －      |
| (1) 短期借入金                          | 50,000         | 50,000    | －      |
| (2) 未払法人税等                         | 55,103         | 55,103    | －      |
| (3) 長期借入金<br>(1年内返済予定の長期借入金含<br>む) | 261,650        | 258,547   | △3,102 |
| 負債計                                | 366,753        | 363,650   | △3,102 |

(※) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1)短期借入金、(2) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 7,908      |

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産 127円69銭

1株当たり当期純利益 23円99銭

(注) 当社は2019年6月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 7. 企業結合に関する注記

### (事業譲受)

当社は、2019年5月15日開催の取締役会において、TIGALA株式会社（以下、「TIGALA社」）より月額制M&A法人コンサルティング事業（以下、「本事業」）を譲り受けることを決議いたしました。また、同日付けでTIGALA社と締結した事業譲渡契約に基づき、2019年6月1日付けで本事業を譲り受けました。

#### (1) 事業譲受の概要

##### ① 相手会社の名称及びその事業内容

相手会社の名称 TIGALA株式会社

事業の内容 ベンチャー企業のM&Aエグジット支援

##### ② 事業譲受を行った主な目的

当社は、経営者のM&Aに関する知見を高め、M&Aが企業の成長戦略として正しく活用される世の中を作ることを目的とし、TIGALA社から本事業を譲り受けることについて検討・交渉を開始してまいりました。

当社は、本事業の譲り受けによって、当社の強みである「教育コンテンツを体系化し拡販していくノウハウ」と本事業を掛け合わせることによる本事業の拡大に向けた基盤構築が可能となると判断しております。

さらに、当社の既存顧客の多くが本事業のターゲットとなり得る事から当社の更なる事業拡大が図れると判断し、事業譲受を行うことを決定いたしました。

##### ③ 事業譲受日

2019年6月1日

##### ④ 事業譲受の法的形式

現金を対価とする事業譲受

#### (2) 譲受事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

|       |    |           |
|-------|----|-----------|
| 取得の対価 | 現金 | 300,000千円 |
| 取得原価  |    | 300,000千円 |

#### (3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用等 996千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん金額

204,955千円

② 発生原因

今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

|      |         |
|------|---------|
| 流動資産 | 6,642千円 |
|------|---------|

|      |          |
|------|----------|
| 固定資産 | 90,454千円 |
|------|----------|

|      |          |
|------|----------|
| 資産合計 | 97,096千円 |
|------|----------|

|      |         |
|------|---------|
| 流動負債 | 2,052千円 |
|------|---------|

|      |         |
|------|---------|
| 負債合計 | 2,052千円 |
|------|---------|

## 8. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2020年3月12日開催の取締役会において、福島スポーツエンタテインメント株式会社の第三者割当増資を引受け、子会社化することについて決議し、2020年4月1日付で払込を完了いたしました。

### (1) 企業結合の概要

#### ① 被取得企業の名称及び取得した事業の内容

被取得企業の名称 福島スポーツエンタテインメント株式会社

事業の内容 プロバスケットボールチーム“福島ファイヤーボンズ”の運営

プロフェッショナル・バスケットボールリーグ(B.LEAGUE)の試合興行  
グッズ・チケット販売

#### ② 企業結合を行った主な理由

「識学」を用いた“勝つため”の組織づくりのノウハウ及び実績を持つ当社が福島スポーツエンタテインメント株式会社を子会社化し、組織を改善することによって、福島スポーツエンタテインメント株式会社及び福島ファイヤーボンズのさらなる成長が見込まれると判断したことから、福島スポーツエンタテインメント株式会社の第三者割当増資の引受けを決定いたしました。

#### ③ 企業結合日

2020年4月1日

#### ④ 企業結合の法的形式

第三者割当増資の引受けによる株式取得

#### ⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

#### ⑥ 取得した議決権比率

56.4%

#### ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価として株式を取得したことによります。

### (2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得原価の対価 (現金) 85,000千円

取得原価 85,000千円

- (3) 主要な取得関連費用の内容及び金額  
デューデリジェンス費用等(概算額) 4,600千円
- (4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間  
現時点では確定していません。
- (5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳  
現時点では確定していません。

## （譲渡制限付株式報酬制度の導入）

当社は、2020年4月13日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2020年5月27日開催予定の第5期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしました。

### 1. 本制度の導入の目的及び条件

#### (1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

#### (2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2018年11月2日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、本株主総会では、当該報酬枠とは別枠にて、本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

### 2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき取締役に対して支給される報酬総額は、年額80,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）といたします。ただし、当該報酬額は、原則として、4事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して初年度に支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度20,000千円以内での支給に相当すると考えております。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年100,000株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）ただし、上記のとおり、本制度に係る金銭報酬債権は、原則として、4事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して初年度に支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度25,000株以内に相当すると考えております。

本制度の導入目的の一つである株主との価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡

制限期間は、譲渡制限付株式の払込期日から当該対象取締役が当社の取締役を退任する日までの期間としております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において、取締役会で決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が当社の定める証券会社に開設する譲渡制限付株式の専用口座において管理される予定です。

# 貸借対照表

(2020年2月29日現在)

(単位：千円)

| 資産の部            |                  | 負債の部            |                  |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| 科目              | 金額               | 科目              | 金額               |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,089,830</b> | <b>流動負債</b>     | <b>420,153</b>   |
| 現金及び預金          | 943,267          | 短期借入金           | 50,000           |
| 売掛金             | 87,687           | 1年内返済予定の長期借入金   | 64,200           |
| 貯蔵品             | 614              | 未払金             | 51,476           |
| 前払費用            | 61,358           | 未払費用            | 80,905           |
| その他             | 4,132            | 未払法人税等          | 54,983           |
| 貸倒引当金           | △7,230           | 前受金             | 90,051           |
| <b>固定資産</b>     | <b>503,176</b>   | 預り金             | 10,738           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>63,924</b>    | その他             | 17,797           |
| 建物              | 57,786           | <b>固定負債</b>     | <b>197,450</b>   |
| 工具、器具及び備品       | 6,138            | 長期借入金           | 197,450          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>215,612</b>   | <b>負債合計</b>     | <b>617,603</b>   |
| のれん             | 174,212          | 純資産の部           |                  |
| ソフトウェア仮勘定       | 41,400           | <b>株主資本</b>     | <b>975,403</b>   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>223,639</b>   | 資本金             | 265,458          |
| 投資有価証券          | 7,908            | 資本剰余金           | 310,058          |
| 関係会社株式          | 25,000           | 資本準備金           | 239,958          |
| その他の関係会社有価証券    | 15,000           | その他資本剰余金        | 70,100           |
| 長期前払費用          | 3,522            | <b>利益剰余金</b>    | <b>400,091</b>   |
| 繰延税金資産          | 95,848           | その他利益剰余金        | 400,091          |
| 敷金及び保証金         | 76,089           | 繰越利益剰余金         | 400,091          |
| その他             | 470              | <b>自己株式</b>     | <b>△203</b>      |
| 貸倒引当金           | △200             | <b>純資産合計</b>    | <b>975,403</b>   |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,593,007</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>1,593,007</b> |

# 損 益 計 算 書

( 自 2019年 3 月 1 日 )  
( 至 2020年 2 月 29 日 )

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額       |
|-------------------|-----------|
| 売 上 高             | 1,720,447 |
| 売 上 原 価           | 230,814   |
| 売 上 総 利 益         | 1,489,633 |
| 販売費及び一般管理費        | 1,196,058 |
| 営 業 利 益           | 293,574   |
| 営 業 外 収 益         |           |
| 受 取 利 息           | 9         |
| 受 取 配 当 金         | 0         |
| 助 成 金 収 入         | 1,759     |
| 業 務 受 託 収 入       | 12,791    |
| そ の 他             | 61        |
| 14,621            |           |
| 営 業 外 費 用         |           |
| 支 払 利 息           | 1,436     |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 損 | 1,000     |
| 株 式 交 付 費         | 397       |
| 2,835             |           |
| 経 常 利 益           | 305,360   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益   | 305,360   |
| 法人税、住民税及び事業税      | 93,853    |
| 法 人 税 等 調 整 額     | 11,569    |
| 105,422           |           |
| 当 期 純 利 益         | 199,938   |

## 株主資本等変動計算書

(自 2019年3月1日)  
(至 2020年2月29日)

(単位：千円)

|                 | 株主資本    |         |          |         |
|-----------------|---------|---------|----------|---------|
|                 | 資本金     | 資本剰余金   |          |         |
|                 |         | 資本準備金   | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当 期 首 残 高       | 224,220 | 198,720 | 70,100   | 268,820 |
| 当 期 変 動 額       |         |         |          |         |
| 株 式 の 発 行       | 40,986  | 40,986  |          | 40,986  |
| 株式の発行(新株予約権の行使) | 252     | 252     |          | 252     |
| 当 期 純 利 益       |         |         |          |         |
| 自 己 株 式 の 取 得   |         |         |          |         |
| 当 期 変 動 額 合 計   | 41,238  | 41,238  | -        | 41,238  |
| 当 期 末 残 高       | 265,458 | 239,958 | 70,100   | 310,058 |

(単位：千円)

|                 | 株主資本     |         |      |         | 純資産合計   |
|-----------------|----------|---------|------|---------|---------|
|                 | 利益剰余金    |         | 自己株式 | 株主資本合計  |         |
|                 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 |      |         |         |
|                 | 繰越利益剰余金  |         |      |         |         |
| 当 期 首 残 高       | 200,153  | 200,153 | -    | 693,193 | 693,193 |
| 当 期 変 動 額       |          |         |      |         |         |
| 株 式 の 発 行       |          |         |      | 81,972  | 81,972  |
| 株式の発行(新株予約権の行使) |          |         |      | 504     | 504     |
| 当 期 純 利 益       | 199,938  | 199,938 |      | 199,938 | 199,938 |
| 自 己 株 式 の 取 得   |          |         | △203 | △203    | △203    |
| 当 期 変 動 額 合 計   | 199,938  | 199,938 | △203 | 282,210 | 282,210 |
| 当 期 末 残 高       | 400,091  | 400,091 | △203 | 975,403 | 975,403 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ①子会社株式及びその他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ②その他の有価証券

投資事業有限責任組合等への出資

入手可能な直近の決算書に基づき、組合の損益のうち当社の持分相当額を加減する方法によっております。

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物        | 8～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 4～10年 |

#### (4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (5) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

- (6) のれんの償却方法及び償却期間  
 のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で均等償却することとしております。
- (7) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
 消費税等の処理方法  
 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 4,408千円

(2)当座貸越契約

当社は、運転資金の機動的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

|           |         |    |
|-----------|---------|----|
| 当座貸越契約の総額 | 100,000 | 千円 |
| 借入実行残高    | 50,000  | 千円 |
| 差引額       | 50,000  | 千円 |

(3)関係会社に対する債権・債務

|        |         |
|--------|---------|
| 短期金銭債権 | 167千円   |
| 短期金銭債務 | 3,993千円 |

#### 4. 損益計算書に関する注記

##### 関係会社との取引高

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 営業取引による取引高      | 7,207千円  |
| 営業費用            | 7,207千円  |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 12,791千円 |

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

|                        |      |
|------------------------|------|
| 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 |      |
| 普通株式                   | 108株 |

#### 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

##### 繰延税金資産

|          |          |
|----------|----------|
| 未払事業税    | 4,491千円  |
| 未払賞与     | 4,685千円  |
| 営業権      | 76,897千円 |
| 貸倒引当金    | 2,275千円  |
| 減価償却超過額  | 5,749千円  |
| その他      | 5,044千円  |
| 繰延税金資産小計 | 99,144千円 |
| 評価性引当額   | △3,296千円 |
| 繰延税金資産合計 | 95,848千円 |

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

| 種類  | 会社等の名称<br>又は氏名         | 議決権等の<br>所有(被所有)割<br>合(%) | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容                | 取引金額<br>(千円) | 科目          | 期末残高<br>(千円) |
|-----|------------------------|---------------------------|---------------|----------------------|--------------|-------------|--------------|
| 子会社 | 株式会社<br>シキラボ           | 所有<br>直接100.0%            | 業務受託<br>役員の兼任 | 業務受託<br>(注)1         | 6,468        | 流動資産<br>その他 | 167          |
|     |                        |                           |               | ソフトウェア開発の委<br>託等(注)2 | 48,607       | 未払金         | 3,993        |
| 子会社 | 識学1号<br>投資事業有<br>限責任組合 | 所有<br>直接17.8%             | 業務受託          | 業務受託<br>(注)1         | 6,322        | 前受金         | 5,409        |

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1. 業務受託は業務内容を勘案して、両社協議の上で決定しております。  
 2. 当社と関連を有さない第三者との取引における一般的取引条件と同様に決定しております。  
 3. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 8. 企業結合に関する注記

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産 130円50銭

1株当たり当期純利益 26円81銭

(注) 当社は2019年6月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 10. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2020年4月22日

株式会社識学  
取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 矢部 直哉 ㊟  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 武男 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社識学の2019年3月1日から2020年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。

また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社識学及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年4月22日

株式会社識学  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 矢部 直哉 ㊟  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 武男 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社識学の2019年3月1日から2020年2月29日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及び附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年3月1日から2020年2月29日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当年度の監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正性に必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年4月22日

株式会社識学 監査役会

|                   |      |   |
|-------------------|------|---|
| 常勤監査役<br>(社外監査役)  | 芝田誠  | Ⓜ |
| 非常勤監査役<br>(社外監査役) | 小泉勝巳 | Ⓜ |
| 非常勤監査役<br>(社外監査役) | 高木楓子 | Ⓜ |

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | あん どう こう だい<br>安藤 広 大<br>(1979年11月5日生) | 2002年4月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(現株式会社NTTドコモ)入社<br>2006年4月 ジェイコム株式会社(現ライク株式会社)入社<br>2010年6月 ジェイコム株式会社(現ライクスタッフィング株式会社) 取締役東京本社営業副本部長<br>2012年6月 同社営業副本部長兼東京本社営業部長兼事業開発部長<br>2013年1月 株式会社WEIC入社、執行役員社長室室長<br>2013年1月 合同会社KDI設立、代表社員(現任)<br>2015年3月 当社設立、代表取締役社長(現任)<br>2017年11月 株式会社ARS設立、代表取締役(現任) | 2,435,000株     |
| 2     | かじ やま けい すけ<br>梶山 啓 介<br>(1981年8月10日生) | 2005年4月 シティバンク銀行株式会社入行<br>2007年1月 株式会社エッジコネクション設立、取締役副社長<br>2015年3月 当社取締役営業部長<br>2017年9月 当社取締役営業本部長兼東京営業部長<br>2018年9月 当社 取締役営業本部長<br>2019年3月 当社 取締役副社長兼営業本部長 (現任)                                                                                                                          | 一株             |
| 3     | いけ うら りょう すけ<br>池浦 良 祐<br>(1978年8月1日生) | 2002年4月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(現株式会社NTTドコモ)入社<br>2008年12月 ジェイコム株式会社(現ライク株式会社)入社<br>2010年3月 株式会社ジャパネットたかた入社<br>2015年6月 当社入社、管理部長<br>2016年3月 当社取締役経営推進室長<br>2017年6月 当社取締役経営推進部長<br>2020年3月 当社取締役事業推進部長 (現任)                                                                                        | 4,000株         |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社の株式数                        |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 4         | <p style="text-align: center;">ほそ くぼ おさむ<br/>細 窪 政<br/>(1961年2月3日生)</p> | <p>1983年4月 日本信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社)入行<br/>                     1989年7月 日本アセアン投資株式会社(現日本アジア投資株式会社)入社<br/>                     2005年4月 同社執行役員<br/>                     2007年6月 同社取締役<br/>                     2009年7月 日亜投資諮詢(上海)有限公司(JAPAN ASIA INVESTMENT(CHINA) CO., LTD.) 董事長<br/>                     2012年6月 日本アジア投資株式会社代表取締役社長<br/>                     2017年7月 グレートアジアキャピタル&amp;コンサルティング合同会社設立、代表社員(現任)<br/>                     2017年10月 当社取締役(現任)<br/>                     2017年11月 株式会社サイサン 社外取締役(現任)<br/>                     2018年2月 株式会社Kips 取締役<br/>                     2018年12月 株式会社エム・ティー・スリー 社外監査役(現任)<br/>                     2019年6月 株式会社ワコム 社外取締役(監査等委員)(現任)<br/>                     2020年3月 ローランド ディー.ジー.株式会社 社外取締役(現任)</p> | <p style="text-align: center;">一株</p> |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5         | いけ だ りょう すけ<br>池田良介<br>(1968年12月5日生) | 1992年4月 孝岡会計事務所入所<br>1995年9月 株式会社エイブル入社<br>1997年10月 株式会社ビッグエイド入社<br>2000年2月 株式会社セントメディア代表取締役就任<br>2006年4月 株式会社ウィルホールディングス(現 株式会<br>社ウィルグループ) 代表取締役社長就任<br>2009年4月 株式会社セントメディアフィールドエージェン<br>ト(現 株式会社ウィルオブ・ファクトリー)<br>代表取締役就任<br>2011年6月 同社 取締役就任(現任)<br>2011年9月 株式会社池田企画事務所 代表取締役就任(現<br>任)<br>2014年2月 WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd.<br>Director 就任(現任)<br>2014年8月 Scientec Consulting Pte.Ltd.Director 就任<br>2016年2月 Orienta Aviation International Pte.Ltd.<br>Director 就任<br>2016年6月 株式会社ウィルグループ 代表取締役会長就任<br>(現任)<br>株式会社セントメディア(現 株式会社ウィ<br>ルオブ・ワーク) 取締役就任(現任)<br>2017年1月 Ethos Corporation Pty Ltd Director 就任<br>2018年1月 DFP RecruitmentHoldings Pty Ltd<br>Director 就任<br>2019年8月 当社取締役就任(現任)<br>2020年1月 株式会社グラフィコ 社外取締役就任(現任) | 一株             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 細窪政氏及び池田良介氏は、社外取締役候補者であります。
3. 細窪政氏を社外取締役候補者とした理由は、ベンチャーキャピタリストとしての豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的、中立的な立場から当社の業務執行の監督を行うとともに、当社の成長に寄与するような各種提言、指導をいただけるものと判断したため、当社の社外取締役として適任であると判断したためです。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年7ヶ月となります。
4. 池田良介氏を社外取締役候補者とした理由は、多くの会社役員の経験を有しており、幅広い知見から当社経営に対して有用な助言・提案等が頂けることを期待し、当社の社外取締役として適任であると判断したためです。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9ヶ月と

- なります。
5. 当社は、細窪政氏及び池田良介氏との間で会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を法令の限度額で締結しております。両氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
  6. 当社は、細窪政氏及び池田良介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

## 第2号議案 当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2018年11月2日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいております。

今般、取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額80,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）といたします。ただし、当該報酬額は、原則として、4事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して初年度に支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度20,000千円以内での支給に相当すると考えております。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）であり、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役2名）となり、対象取締役は3名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年100,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当該総数を合理的な範囲で調整します。）といたします。ただし、上記のとおり、本制度に係る金銭報酬債権は、原則として、4事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して初年度に支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度25,000株以内に相当すると考えております。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利とされない範囲において、取締役会で決定いたします。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

### （1）譲渡制限期間

対象取締役は、払込期日から当社の取締役を退任するまでの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### (2) 譲渡制限の解除

対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」）の間、継続して当社取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部について譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が役務提供期間において、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。

#### (3) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について当然に無償で取得する。

#### (4) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、第5期定時株主総会の開催日を含む月から当該組織再編等の承認日を含む月までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式数について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

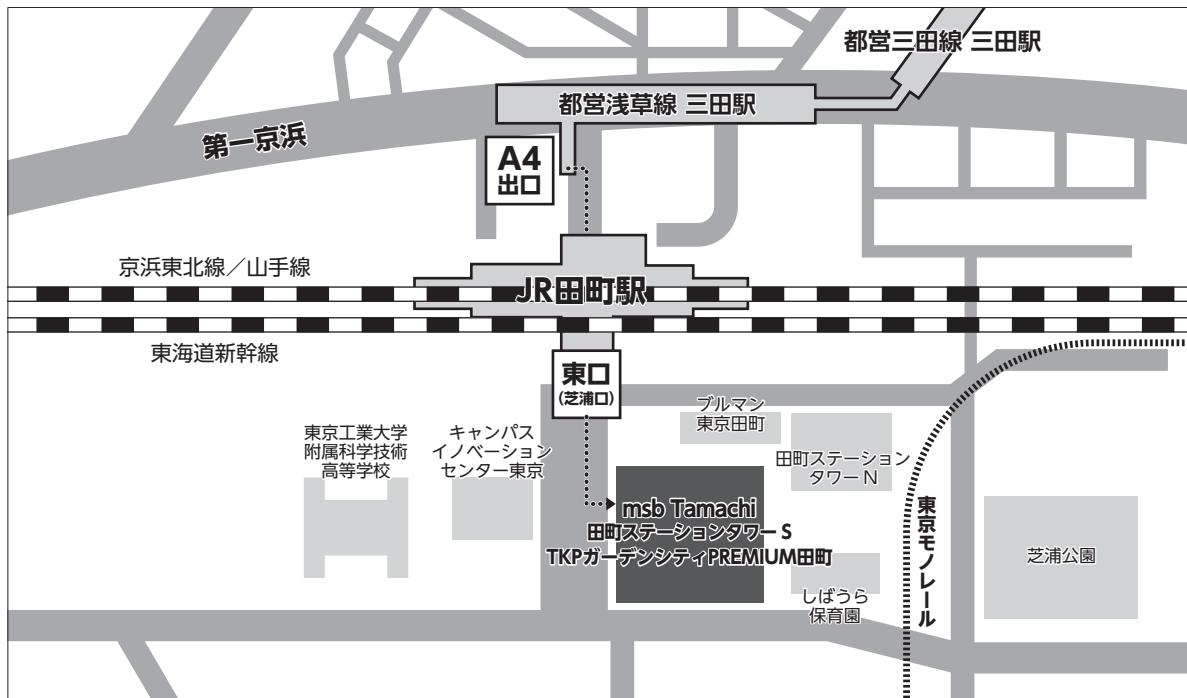
## 会場

東京都港区芝浦三丁目1番21号

**msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4階**  
**TKPガーデンシティPREMIUM田町**

## 交通のご案内

- ・京浜東北線／山手線 **JR田町駅 東口** (徒歩1分)
- ・都営浅草線／都営三田線 **都営地下鉄 三田駅 A4出口** (徒歩3分)



●駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスによる感染症の流行が懸念されておりますので、ご来場なさらずに議決権を行使して頂く方法として、同封の議決権行使書面のご利用もご検討をお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、**感染防止のためのご協力**をお願いする場合がございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

**UD**  
**FONT**

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。